

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京一次訴訟上告審提出の書面です。

令和6年(ネオ)第936号 上告提起事件

令和6年(ネ受)第1044号 上告受理申立て事件

上告人兼申立人 大江千束 外6名

被上告人兼相手方 国

## 証拠説明書

(資料説明書)

2025(令和7)年1月14日

最高裁判所 御中

上告人兼申立人ら代理人 弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
838	判決 写し	2024年 12月13 日	福岡高等 裁判所	本訴訟関連訴訟である九州訴訟に関し、福岡高等裁判所が、幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利は、憲法13条によって保障され、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利であり、同性のカップルについて婚姻を認めていない本件諸規定は、同権利を侵害し、憲法13条、14条1項及び24条2項に違反するとの判断を下したことなど。

839	立憲主義と 日本国憲法 (第6版) [315頁]	写し	2024年 8月	高橋和之	高橋和之教授が、法律婚を尊重する意識の強い日本社会で、「婚姻というステータスの社会的承認」を得られないことは、「社会の中で他者と交流しながら生きる」上で、「交流の輪に加わる対等な資格(地位)を否定され、格下げされ交流から分離・排除される」ことであり、「自己の『幸福』を追求し、自律的生を遂行することはきわめて困難となってしまう」と指摘していることなど。
840	憲法判断の方法(有斐閣、1995年) [12~13頁]	写し	1995年 3月	高橋和之	高橋和之教授が、「こういった社会的・経済的・文化的・歴史的事実は、憲法解釈の合理性を支える事実であり、立法の合理性を支える事実ではありませんから、立法事実ではありません。しかし、だからといって、裁判所の憲法解釈がこういった事実を基礎にする必要がないということにはならないと思います。それどころか憲法解釈を条文の観念的操作によって行うことを避け、十分な事実の上に基礎づけることが、解釈論論争を不毛な論争にしないためにも不可欠のことと思います。」と述べたことなど。

以上